無効審判

秘

当同審判（無効審判）
請求人：共同請求できる
被請求人：全員を被請求人とする
申請は登録に及ぶ

利害関係人（特許・商標）
★権利侵害（賠償請求請求）
・特許を受ける権利を有する者

請求人 | 特許庁 | 被請求人

①

審判請求書 →

特許庁長官

・特許権の設定の登録日から5年経過
・無効審判の請求人が侵害訴訟を提起された日
・無効審判の請求人が侵害訴訟に応訴した日

・請求理由に無効審判請求可能
・審判請求書
（1）当事者等の表示
（2）審判事件の表示
（3）請求の趣旨及びその理由
・審理事項通知書

例：無効審判
請求の趣旨：請求項１を無効にする
請求の理由：請求項１は文献１に記載されているので、容易に当業者が想到できる

無効審判の法律上のCMCの
請求のうち審理しない理由
・
請求のうち審理しない理由
審理事項通知書
・
（1）証拠の提出期限
（2）口頭審理の期日
（3）口頭審理の期日の通知